

親 展

重要

社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書

差出人



日本年金機構
Japan Pension Service

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

再発行

社会保険料（国民年金保険料）控除証明書

被保険者氏名
住 所

様

年中(1月1日から 月 日まで)に納付された
国民年金保険料の額は、次のとおりであることを証明します。

證 明 日 年 月 日

歳入徴収官 厚生労働省年金局事業管理課長

印

年中の納付済保険料額

①納付済額	納付済保険料の証明額	
-------	------------	--

- 「①納付済額」欄の証明額は、令和2年1月1日から令和2年12月31日(または証明日)までに納付された保険料額です。

(ご参考)

②見込額	証明日以降 年中に 納付が見込まれる保険料額	
③合計額	①納付済額＋②見込額 (②見込額がある場合に表示)	

- 以下の場合は、②見込額・③合計額が表示されません。
- ・国民年金第1号被保険者ではない場合
 - ・令和3年3月または令和4年3月までの保険料を前納されている場合
 - ・保険料の不納期間がある場合
- など

納付状況の内訳

[illegible]

- 「済」は令和2年中に納付された月を、「見」は令和2年中に納付が見込まれる月を示しています。
- 11月分保険料(口座振替の早割の方は12月分保険料)は、翌年の第1営業日が口座振替日のため、翌年分の控除対象です。

◎社会保険料控除(年末調整・確定申告)
を申告される方へ

- 「③合計額」欄を申告してください。
ただし、「③合計額」欄に記載がない方は、
「①納付済額」欄の額を申告してください。

- 令和2年12月31日までに、「①納付済額」欄または「③合計額」欄の額以外の保険料を納付された場合は、その分の領収証書を添付等して申告してください。

音声コード

※上のマークは目の不自由な方のための音声コードです。

CCCCC